

1. 重要な会計方針

有形固定資産等の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
ア 昭和59 年度以前に取得したもの……………再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1 円としています。
イ 昭和60 年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1 円としています。
- ② 無形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価

有価証券等の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券
該当なし
- ② 満期保有目的以外の有価証券
該当なし
- ③ 出資金
ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
(売却原価は移動平均法により算定)
イ 市場価格のないもの……………取得原価

有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 13 年～50 年
工作物 10 年～60 年
物品 2 年～20 年
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
(ソフトウェアについては、庁内における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によって
います。)
- ③ リース資産
ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

引当金の計上基準及び算定方法

- ① 投資損失引当金
該当なし
- ② 徹収不能引当金
長期延滞債権、未収金、貸付金及び基金貸付金の徹収不能又は回収不能に備えるため、過
去5 年間の不納欠損実積率等により、徹収不能見込額又は回収不能見込額を計上していま
す。
- ③ 退職手当引当金
職員に対する退職手当の支給に備えるため、財務諸表作成基準日において在職する職員が
自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上しています。
- ④ 損失補償等引当金
該当なし。
- ⑤ 賞与等引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、翌年度6 月支給予定の期末勤勉手当の支給見込額
等のうち、財務諸表作成基準日において発生していると認められる金額（12 月から3 月
までの4 か月分）を計上しています。

リース取引の処理方法

- ① ファイナンス・リース取引
 - ア 所有権移転ファイナンス・リース取引
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
 - ② オペレーティング・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求預金）
なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 物品及びソフトウェアの計上基準
物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。
ソフトウェアについても、物品の取扱いに準じます。
- ② 資本的支出と修繕費の区分基準
資本的支出と修繕費の区分基準については、金額で60万円以上であるとき、修繕に係る支出が当該償却資産の資産価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められるかを判断し、資産として処理しています。

2. 重要な会計方針の変更等

会計処理の原則または手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務書類に与えている影響の内容

該当なし

表示方法を変更した場合には、その旨

該当なし

資金収支計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が資金収支計算書に与えている影響の内容

該当なし

3. 重要な後発事象

主要な業務の改廃

該当なし

組織・機構の大幅な変更

該当なし

地方財政制度の大幅な改正

該当なし

重大な災害等の発生

該当なし

その他重要な後発事象

該当なし

4. 偶発債務

保証債務及び損失補償債務負担の状況（総額、確定債務額及び履行すべき額が確定していないものの内訳（貸借対照表計上額及び未計上額））

該当なし

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

該当なし

その他主要な偶発債務

該当なし

5. 追加情報

対象範囲（対象とする会計名）

一般会計

一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

差異なし

出納整理期間について、出納整理期間が設けられている旨（根拠条文を含みます。）及び出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている旨

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、当会計年度に係る出納整理期間（平成29年4月1日～5月31日）における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

表示単位未満の金額は四捨五入することとしているが、四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合は、その旨

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

実質赤字比率	— %
連結実質赤字比率	— %
実質公債費比率	5.6 %
将来負担比率	— %

利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

該当なし

繰越事業に係る将来の支出予定額

継続費過次繰越額：28,556千円
繰越明許費繰越額：15,919千円

基準変更による影響額等（開始貸借対照表を作成しない場合。ただし、既に財務書類を作成しているが開始貸借対照表を作成する場合であっても注記することが望まれます。）

財務書類の対象となる会計の変更はありません。

有形固定資産の評価基準の変更等による影響額は、19,646,147千円です。

売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲

土地：340,142千円
建物： 1千円
事業用資産／土地： 0円
事業用資産／建物： 0円

減債基金に係る積立不足の有無及び不足額

該当なし

基金借入金（繰替運用）の内容

該当なし

地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

5,202,117千円

将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素）

標準財政規模 4,497,542千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 580,043千円
将来負担額 10,079,071千円
充当可能基金額 3,650,803千円
特定財源見込額 0円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 6,792,788千円

自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

552千円

管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等及び表示登記が行われていない法定外公共物の財務情報（土地・償却資産別の取得価額等及び減価償却累計額）（地方公共団体の資産としては計上しないものの、公共施設等のマネジメントの観点から、注記することが望れます。）

該当なし

道路、河川及び水路の敷地について、基準モデル等に基づいた評価を当該評価額とした場合は、「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」63段落による評価額

該当なし

基準変更による影響額の内訳（開始貸借対照表を作成しない場合）

該当なし

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

①固定資産等形成分
固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。
②余剰分（不足分）
純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

基礎的財政収支

352,980千円

既存の決算情報との関連性（上記で示した「②一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異」に係るものを除きます。）

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	6,826,703千円	6,637,040千円
前年度末資金残高	350,514千円	
資金収支計算書	6,476,189千円	6,637,040千円

資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支 351,188千円

投資活動収入の国県等補助金収入 121,395千円

未収債権、未払債務額の増加（減少） 89,499千円

減価償却費 △662,952千円

賞与等引当金の増減 △107,284千円

退職手当引当金の増減 △121,689円

徴収不能引当金の増減 △3,308円

資産除売却益（損） 356千円

純資産変動計算書の本年度差額 △332,795千円

一時借入金の増減額が含まれていない旨並びに一時借入金の限度額及び利子の金額

資金収支計算書に一時借入金の増減額は含まれていません。

一時借入金の限度額 500,000千円

重要な非資金取引

該当なし